

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成31年2月5日（火）

白井市役所東庁舎3階会議室302

1. 教育長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 平成30年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について

議案第2号 平成31年度教育費当初予算に係る意見聴取について

議案第3号 契約の変更について

議案第4号 白井市教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針について

議案第5号 白井市教育委員会定例会及び臨時会の会議資料の傍聴者への配布について

議案第6号 白井市優良児童・生徒表彰の推薦について

7. 協議事項

協議第1号 白井市立学校空調設備運用指針について

8. 報告事項

報告第1号 白井市教育支援委員会の結果及び就学について

報告第2号 準要保護児童・生徒の認定に係る報告について

9. その他

○出席委員等

教育長 井上 功

委員 小林 正継

委員 川嶋 之絵

委員 高倉 聡子

委員 齊藤 豊

○欠席委員等

なし

○出席職員

教育部長 吉田 文江

教育部参事 小泉 淳一

教育総務課長 岡本 和哉

生涯学習課長 石戸 啓夫

文化センター長

川上 清美

書 記

山本 麻奈美

書 記

中村 秀樹

午後2時02分 開 会

○教育長開会宣言

○井上教育長 これから、平成31年第2回白井市教育委員会定例会を開会します。

本日の出席委員は4名です。教育長の私を合わせると、本日の出席は合計5名でございます。

議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

○会議録署名人の指名

○井上教育長 2番、会議録署名人の指名。

会議録署名人の指名をいたします。

小林委員と高倉委員に署名をお願いいたします。

○前回会議録の承認

○井上教育長 3番、前回会議録の承認。

前回の会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いいたします。

○高倉委員 一部言い回しのところで、訂正、誤字の問題なので事務局に後でお伝えします。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○井上教育長 次に、4番、委員報告。

委員報告を行います。各委員からお願いいたします。

○小林委員 1月23日、市町村教育研究協議会が文部科学省でありまして、行ってまいりました。

最初、行政説明、これは、これからの教育施策の動向ということで、話がありました。その後、分科会が五つあり、第2分科会の教育の情報化について参加しました。その中で気になったのは、千葉県と埼玉県が一番普及率が低いということで、このことについては、私も考えてきたことがありまして、またいずれ、そのことについてはお話ししたいと思っております。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○齊藤委員 1月17日、白井中の立春式に参加しました。白井中らしくというか、人数は47名ということですごく少ないのですけれども、元気のあるいい生徒たちが育ったなと思いました。あと、気になっていたのが、来賓の数も24名ということで少し多かったのかなという。生徒が47名に来賓が24名ということで、そこら辺が気になりました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○川嶋委員 私は、1月22日に千葉県市町村教育委員会連絡協議会の第2回の研修会で茂原市民会館へ行ってまいりました。内容は講演だったのですが、講演の演題として、311を学びに変える学校防災の話でした。講師の佐藤氏は、東日本大震災当時、女川第一中学校の国語教師であり、震災に

より、あの大川小学校でお子さんを亡くした経験のある方です。報道等で取り上げなかったような事実を語っており、私自身どのような立場で聞いたらよいのか、中には受けとめ切れないような話も多々ありました。ちょっと複雑な気持ちになった研修内容だったのですけれども、後で落ちついて考えてみますと、学校防災の課題としては、防災マニュアルの見直しと学校の実情に適した避難方法の想定の見直しが必要なことと、日ごろの避難訓練や防災教育と引き渡しについて、また、災害後の教育についても考えておく必要があるのだなと感じました。

改めて教育の果たす役割は大きいことを認識したのですが、子供の命を守るのは、学校だけでできることではなく、家庭そして地域の協力なくしては実現しないわけですから、そのような学校を守ろう、支えようといった機運を地域や保護者も高めていく必要があるのではないかと感じています。

チームとしての学校体制を構築することが一番の近道だと、最終的にはそんなふうを考えるに至った研修でした。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○高倉委員 1月13日に行われました成人式について報告いたします。成人式は、毎年新成人が実行委員会をつくって運営するという方式で続いておりますが、今回もそのような形で新成人の皆さんが大変努力して、つくった式だということが伝わってきました。

特に、学区ごとに座って、出身中学の友達と近くに座って、会が盛り上がっていたように感じますし、元担任の先生方のビデオレターをつくって、それを放映し、そこから太鼓の演奏につなげるという演出もよく考えられたものでした。

新成人の皆さんがこれから社会人として頑張ってくれるように、来賓の方からもお祝いの言葉と応援がありましたので、大変いい式典となりました。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○教育長報告

○井上教育長 それでは、5番、教育長報告。

私から教育長報告を行います。

私のほうは、1月12日土曜日ですけれども、隣の総合公園で「しろいたこあげまつり」に出席いたしました。三つのライオンズクラブ、白井ライオンズクラブ、あすなる、シニア、この三つのライオンズクラブ主宰で行われていますけれども、毎年ここから寄附金を青少年育成のためにいただいております。風が少なく、余りたこは揚がりづらかったのですけれども、陽気としてはよかったかなと思っております。

1月13日日曜日、成人式に出席いたしました。

1月19日土曜日ですけれども、印西市の松山下運動公園で印西近隣中学校新人駅伝大会が行われました。これは、白井市、印西市、栄町の三つの市町からの中学校が参加しております。男子の部で七次台中学校が優勝しました。

続きまして、1月21日月曜日に、桜台中学校におきまして保健体育科の公開授業研究会が行われました。これは、県の指定、また、市の指定に基づいて行いましたけれども、内容は、食育、食べ物、栄養に関することで、体育の教員と養護教諭と栄養教諭、この三者合同による指導ということで、大

変有意義な授業であったと思っています。

1月22日教育庁教育委員研修会、茂原市に私も出席しました。

1月26日に文化財防火デーに合わせて、今年は、富塚の鳥見神社で防災訓練、実際に放水をして、訓練を行いました。鳥見神社は、白井、印西しかないというお話ですけれども、去年の鳥見神社、同じ場所に行ってしまったことがありまして、白井にはたくさんあるのだなと由緒ある神社でございました。

最後に、2月1日金曜日に印旛地区教育委員会連絡協議会の教育功労者表彰式に出席しました。本市からは、池の上小学校の田代校長、七次台中学校の新倉校長が受賞をされました。以上でございます。

それでは、委員報告及び教育長報告につきまして、何か質問がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○非公開案件について

○井上教育長 続きまして、非公開案件についてお諮りいたします。

本日の議案第6号「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」、報告第1号「白井市教育支援委員会の結果及び就学について」、報告第2号「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」、これらにつきましては、白井市情報公開条例第9条第1項第1号の個人に関する案件であるため、非公開がよろしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、議案第6号、報告第1号、報告第2号につきましては、非公開とさせていただきます。

これから議事に入ります。公開案件から先に行いたいと思います。

本日の議事の進行については、白井市教育委員会会議規則第29条の規定により、川嶋委員を指名したいと思います。それでは、6の議決事項、7、協議事項、8、報告事項に係る議事の進行についてよろしくお願ひします。

○川嶋委員 ただいま教育長より指名されました川嶋でございます。

これより6、議決事項、7、協議事項、8、報告事項に係る議事の進行を行いますので、ご協力をお願いします。

議案第1号 「平成30年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」

○川嶋委員 最初に、6の議決事項についてお願ひします。

議案第1号「平成30年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第1号「平成30年度教育費補正予算（第4回）に係る意見聴取について」御説明をさせていただきます。

本案は、平成31年第1回白井市議会定例会に上程する議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございま

す。

資料の1ページをごらんください。

こちらの資料1ページから資料の3ページ、こちらにつきまして、今回、教育部各課から企画財政部財政課に予算を要求した補正額の一覧でございます。補正予算につきましては、私から一覧表により概要を説明させていただきます。4ページ以降については、各課の補正予算内容の詳細でございますが、個別に各課からの説明は省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。最初に一般会計の歳出について御説明をさせていただきます。

資料2ページをごらんください。

一般会計歳出につきましては、9件で1億2,128万1,000円の減額になります。

資料1ページにお戻りください。

それでは1番、教育総務課、バス運用に要する経費から順次説明をさせていただきます。

バス運用に要する経費100万円の減につきましては、教育用の借上げバスにつきまして、こちらについては、入札により契約をしたところでございますが、その際の契約単価が当初予算積算時の額よりも安価になったため、今年度の決算見込みにより不用額を補正するものでございます。

2番、教育総務課、小学校施設整備に要する経費26万2,000円の増につきましては、今年度実施予定でありました白井第二小学校北側擁壁改修工事の入札が不調となりまして、年度内での完了が困難となったことから、歳出予算について平成31年度への繰越明許を設定することとしたため、本年10月の消費税の増税を考慮しまして、工事請負費に消費税の増税分2%相当分を増額補正するものでございます。

3番、教育総務課、小学校施設改修等に要する経費330万5,000円の減につきましては、池の上小学校トイレ老朽化改修工事に向けた実施設計業務委託につきましては、31年度の改修工事の実施に向け今年度は実施設計業務を行う予定でした。この後説明をさせていただきますが、七次台中学校のトイレ改修工事が、今年度国の補助金の採択がされなかったことから1年先送りとなったことにより、実施設計業務につきましても合わせて先送りとなったことによるものでございます。なお、本事業については、31年度当初予算において予算化する予定でございます。

4番教育総務課、中学校施設改修等に要する経費1億1,795万8,000円の減につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、七次台中学校トイレ老朽化改修工事が本年度の国の補助金の採択がされなかったため、事業を先送りとしたことによるものでございます。こちら池の上小学校の実実施設計業務と同様に、31年度当初予算におきまして予算化する予定であり、再度国の補助金申請を行う予定としております。

さらに、今年度実施予定でありました大山口中学校の柔剣道場つり天井の耐震改修工事の入札が不調となりまして、こちらについても、年度内での完了が困難となったことから、歳出予算について平成31年度への繰越明許を設定することとしたため、今年10月の消費税の増税を考慮しまして、工事請負費に消費税増税相当額2%相当分を増額補正するものでございます。

5番生涯学習課、公民館管理運営に要する経費338万1,000円の減、6番生涯学習課、青少年女性センター管理運営に要する経費39万8,000円の減、7番生涯学習課、富士センター管理運営に要する経費30万5,000円の減につきましては、各施設の利用料金の見直しに伴いまして、各指定管理者の料金収入が増額となったことから、それぞれの指定管理料を調整したことによる減額

でございます。

資料2ページをごらんください。

8番文化センター、文化センター管理運営に要する経費480万4,000円の増につきましては、電気料金等公共料金の単価並びに使用料の増加によります不足額を補正するものでございます。

9番文化センター、プラネタリウム館運営事業につきましては、今年度実施しましたクラウドファンディングの額が当初想定したよりも多くなったことから、財源内訳の変更のみを行うものでございます。

2ページ中段になります。

一般会計の歳入につきましては、教育総務課、学校施設環境改善交付金2億5,676万3,000円の減になりますが、これにつきましては、学校給食共同調理場建てかえ事業並びに七次台中学校トイレ老朽化改修工事にかかわる国庫補助金が採択されなかったため、31年度予算において、再度予算化することによる減額及び大山口中学校柔剣道場つり天井耐震改修工事の補助金額が内定されたことによる増額になりますが、歳入予算の全体としては減額という形になるところでございます。

2ページ下段になります。

繰越明許費になります。繰越明許費につきましては、教育総務課、小学校施設整備に要する経費、白井第二小学校北側擁壁改修工事1,441万4,000円並びに中学校施設改修等に要する経費、大山口中学校柔剣道場つり天井耐震改修工事3,475万円がともに入札不調になりまして、年度内における工事完了が困難になったことから関係予算を平成31年度に繰り越すものでございます。

3ページ上段をごらんください。

債務負担行為になります。債務負担行為につきましては、教育総務課、現学校給食共同調理場アスベスト除去工事513万円になりますが、こちらについては、現学校給食共同調理場の解体工事を実施する際、煙突に使用されている断熱材のアスベストについて、飛散防止等の処置が必要なことから適切な工事、処分を行うため、PFI事業による債務負担行為を追加し契約を変更するものでございます。

続きまして、学校給食共同調理場特別会計につきましては、中段の歳出につきまして、1件でこちらについては、総額121万2,000円の減額。下段の歳入につきましても、1件で総額121万2,000円の減額をそれぞれ補正額として要求しているところでございます。

歳出、給食事業に要する経費121万2,000円の減につきましては、消耗品費の不用額の減額及び電気料金等光熱水費の増額によるものでございます。

また、歳入につきましては、歳出の補正に伴い、一般会計からの繰入金で調整するものでございます。

以上で、議案第1号「平成30年度教育費補正予算（第4回）」の概要説明でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第1号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 7ページ。歳入で国庫補助金の件で教えてください。

残念ながら①、②の事業については、補助金が下りなかったということなのですが、次年度の見込みはいかがでしょうか。

○岡本教育総務課長 国庫補助金につきましては、31年度当初予算計上予定額を既に文部科学省に

申請はしているところなのですが、こちらの内示が年度当初4月中旬ぐらいに国から連絡が来るのが例年の予定になっておりますので、現状ではどういう状況かというのは、なかなか難しいところですが、今年度30年度につきましては、一次補正、二次補正といろいろとありますので、国の予算の都合にもよるのかなと思いますが、現状としては、まだはっきりとした状況は把握していないところでございます。以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 関連して。2番の七次台中学校のトイレについては、数年来やると言われていて、仮に補助金が下りなかった場合は、次年度にとまりますか。

○岡本教育総務課長 今年度の当初予算に七次台中学校のトイレ改修は予算化をさせていただいたのですが、財政等の協議をした結果、補助金がない以上は、事業としては先送りをしてもらいたいというのが財政としての考え方ということでございました。来年度以降についても、多分その考え方については変わらないのかなと考えているところでございます。以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○小林委員 似たような感じになるのですけれども、入札が不調だったためというところがありましたけれども、これも今後の見込みはどうなのでしょう。

○岡本教育総務課長 入札不調につきましては、2件ございます。繰越明許をした2件になるのですけれども、白井第二小学校北側擁壁の改修工事と大山口中学校の柔剣道場のつり天井改修工事、それぞれ白井第二小学校の擁壁につきましては、今年度当初につきましては、白井市内に本店支店等がある事業者を対象に一般競争入札をさせていただいたのですが、1回目が不調という形で、その後、2回目以降を行う時間的余裕がなかったので、今回繰り越しをさせていただいたところでございます。

31年度におきましては、この不調の原因を考慮しまして、県内事業者という形で枠を拡大して、また入札を始めていきたいと思っておりますので、その中で応札はしていただけているところがございます。

大山口中学校のつり天井につきましては、こちらについては、参加資格要件として、管理技術者証の交付を受けている技術者の専任配置というのが要件の一つとしてあったのですが、建設業法では、一式工事7,000万円以上という形の対応になっているのですが、白井市については、それに上乗せの規定をしていた状況でこの技術者の専任がなかなか難しいということで、今回応札をしていただけなかった状況でございます。こちらにつきましても、不調の原因そういった形になりますので、管財契約課と相談をさせていただきまして、専任用件は市の上乗せ規定になりますので、その部分を絡ませて入札をかけていきたいと思っておりますので、こちらもそういった部分で応札はしていただけるのかなと思っております。以上です。

○小林委員 わかりました。

○川嶋委員 ほかによろしいでしょうか。

では、御意見等がないようですので、議案第1号についてお諮りします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第1号は原案のとおり決定します。

議案第2号 「平成31年度教育費当初予算に係る意見聴取について」

○川嶋委員 続きまして、議案第2号「平成31年度教育費当初予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第2号「平成31年度教育費当初予算に係る意見聴取について」御説明をさせていただきます。

本案は、平成31年第1回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、市長から意見を求められたことによるものでございます。

別添、平成31年度教育費当初予算要求状況の1ページをごらんください。

こちらにつきましては、今回教育部の各課から企画財政部財政課に当初予算として要求した状況の一覧でございます。

最初に、一般会計の歳出でございますが、教育総務課から文化センターまでの合計として、①をごらんください。

平成31年度当初予算額は20億9,989万円で、前年度との比較は12億4,147万4,000円の減となっております。これにつきましては、主に教育総務課の予算要求額が学校給食共同調理場建てかえ事業におきまして、新たな給食センターの建設が完了したことによりまして、19億3,378万6,000円の減額となったことによるものでございます。学校給食共同調理場特別会計につきましては今年度末をもって廃止となり、給食センターの運営等に係る予算につきましては、教育支援課において計上することから、平成31年度の合計欄②はゼロ円という形になっております。

一般会計及び学校給食共同調理場特別会計の総合計としましては、平成31年度当初予算額20億9,989万円で、前年度との比較は18億70万9,000円の減となっているところでございます。

次に、一般会計の歳入につきまして、教育総務課から文化センターまでの合計欄①をごらんください。

平成31年度の当初予算額としては4億126万9,000円で、前年度との比較は9,395万2,000円の増でございます。これは、主に歳出でご説明をさせていただきました学校給食に係る経費についてが、特別会計から一般会計に変更することにより、給食費としての歳入、現年度分として3億1,467万5,000円を計上したことによるものでございます。

次に、学校給食共同調理場の歳入につきまして、合計欄②をごらんください。

歳出予算でもご説明したとおり、特別会計は今年度末をもって廃止となり、給食センターの運営等に係る予算は、教育支援課において計上することから、平成31年合計欄にはゼロ円となっております。

一般会計及び学校給食共同調理場特別会計の歳入の総合計としましては、平成31年度当初予算額4億126万9,000円で、前年度との比較は4億6,528万3,000円の減となっております。これらの要求額につきましては、当初予算が確定次第、教育委員会議会で報告等をさせていただきたいと思っております。

引き続き詳細については、順次各担当課長からご説明をさせていただきます。説明に当たりまして

は、最初に歳出について、新規事業、廃止事業、要求額に前年度と比べて、増減が多い事業を中心に
ご説明させていただきます。歳出の説明が終わった後に、同様に歳入の説明をさせていただきますので、
よろしくお願いたします。

資料2ページをごらんください。

資料2ページから5ページが教育総務課分でございます。まず、資料の5ページの小計欄をごらん
ください。

教育総務課全体の予算要求額につきましては5億9,205万円で、前年度との比較としましては、
19億3,378万6,000円の減でございます。各事業について、主なものをご説明させていただきますので、
資料3ページにお戻りください。

5番、9款2項1目、小学校施設管理に要する経費、予算要求額9,961万2,000円、前年
との比較としまして、991万1,000円の増でございます。こちらについては、本年7月の供用
開始を目指して事業を現在進めております空調設備整備事業に伴いまして、エアコン使用に係る光熱
水費1,458万4,000円を新たに計上したことによるものでございます。

6番、9款2項1目、小学校施設整備に要する経費、予算要求額6,639万9,000円、前年
度の比較としまして、3,063万6,000円の増でございます。こちらについても本年7月の供
用開始を目指して事業を進めております空調設備整備事業に伴い、エアコンリース料金としてメンテ
ナンス代金628万7,000円を新たに計上したことによるものでございます。

なお、メンテナンス料金を含むリース料金につきましては、事業者選定プロポーザルの際に事業者
からの独自提案としまして、市財政を考慮したリース開始当初期間のリース料金の支払い据え置きと
いう提案をいただきました。市では、この提案を受け検討、協議を行った結果、リース期間当初はメ
ンテナンス代金のみを支払い、一定期間経過後からリース料金を含めた支払いに移行することにつ
いては、市財政の負担軽減に有効な方法であるとして、リース事業者と開始当初21カ月のリース
料金据え置き契約を締結したことから、今年度当初予算につきましては、メンテナンス料金のみの予
算計上となっているところでございます。

さらに、31年度は大山口小学校のプール改修工事費877万9,000円を計上しているところ
でございます。

8番、9款2項3目、小学校施設改修等に要する経費、予算要求額676万4,000円、前年度
比較902万8,000円の減でございます。こちらについては、今年度改修工事の予定がないこと
によるものですが、議案第1号で説明したとおり、池の上小学校のトイレ改修実施設計委託を要求し
ているところでございます。

資料4ページをごらんください。

9番、9款3項1目、中学校施設管理に要する経費、予算要求額5,377万2,000円、前年
度比較としまして、200万3,000円の増でございます。こちらにつきましても小学校で説明を
させていただいたとおり、本年7月の供用開始を目指して事業を進めている空調設備整備事業に伴い、
エアコン使用に係る光熱水費729万2,000円を新たに計上したことによるものでございます。

10番、9款3項1目、中学校施設整備に要する経費、予算要求額3,077万4,000円、前
年度比1,165万5,000円の増でございます。こちらについては、小学校と同様に、本年7月
の供用開始を目指して事業を進めている空調設備整備事業に伴い、エアコンリース料金として、メン

テナンス代金 314万4,000円を新たに計上したことによるものでございます。

12番、9款3項3目、中学校施設改修に要する経費、予算要求額1億6,063万6,000円、前年度と比較しましては、250万9,000円の増でございますが、ここで、議案第1号で説明したとおり、七次台中学校のトイレ老朽化改修工事を再度要求しているところでございます。

資料5ページをごらんください。

13番、9款5項3目、旧学校給食共同調理場解体に要する経費、予算要求額876万6,000円、新規計上でございます。こちらについては、現在の学校給食共同調理場の解体工事に伴いまして、除外施設の清掃業務並びにアスベスト除去工事が必要なことから計上するものでございます。

14番、学校給食共同調理場事業につきましては、PFI事業で実施してきた新給食センターの建設工事が終了し、新年度からの給食センター運営に係る経費は、教育支援課で予算計上することから、事業終了により31年度の予算要求はありません。教育総務課の説明については以上でございます。

○吉田教育部長 6ページをごらんください。学校政策課でございます。

まず、1番、学校事務に要する経費についてです。39万8,000円の増となります。これにつきましては、用務員の賃金について、最低賃金上昇による増及び正職員用務員1名の退職に伴う非常勤職員用務員1名分の増からなるものです。なお、非常勤職員用務員につきましては、再任用の職員が1名やめたことによりまして、小学校4名、中学校2名の6名の31年度は配置となる予定です。

2番、学校事務費補助教員配置事業でございます。26万5,000円の減となります。こちらにつきましては、外国籍の児童生徒が増加していることから、日本語補助教員による指導が必要となっているため配置を増やす予定であります。また、本年度まで少人数指導の推進補助教員を全体で2名採用しておりましたが、そちらを取りやめまして、その職務を学校補助教員が担うこととしたためとなっております。

続きまして4番、それから7番になります。小学校運営に要する経費と、7番、中学校運営に要する経費です。小学校につきましては75万3,000円の増、中学校につきましては69万7,000円の増となります。理由につきましては、平成30年度の途中でコピー機とプリンターの入れかえがありまして、消耗品の単価とコピーの単価が増となったことによる影響と、消費税増税の影響を考慮したものととなります。中学校も同様でございます。

5番、6番、小学校の要保護・準要保護児童就学援助に要する経費と小学校の特別支援教育就学援助に要する経費につきましては、対象人数の減を見込んだため、それぞれ減となっております。それに対しまして、8番、9番の中学校の要保護・準要保護の就学援助に要する経費と特別支援教育就学援助に要する経費につきましては、対象人数の増を見込んだため、それぞれ増という形になっております。以上でございます。

○小泉教育部参事 続きまして7ページ、教育支援課でございます。

1番、指導事務に要する経費、来年度より白井第一小学校、第二小学校の水泳指導を市民プールを活用して実施することに伴い、水泳指導業務委託料により163万5,000円の増額となります。

10番、青少年国際交流事業、来年度より派遣事業と受け入れ事業が1年おきとなります。来年度は、派遣事業のみ実施となるため、65万円の減額となります。

8ページをお願いいたします。

11番、教育課題調査研究事業、来年度より県標準学力テストにおいて、短い範囲のテストや担任

による学習活動、操作活動の見取りが主となる小学校1、2年生の実施をやめ、小学校3年から中学校2年生を対象としたこと。また、学級経営診断においては、小学校1、2年生の実施をやめ、小学校3年から中学校3年生を対象にしたことにより、217万円の減額となります。

14番、小学校教材整備に要する経費、来年度より白井第一小学校、白井第二小学校の水泳指導で市民プールを活用して実施することに伴い、コースロープや低学年使用時に敷き詰めて水深を浅くするための高台を購入するため600万5,000円の増額となります。

16番、学校給食センター総務事務、事務に要する経費。来年度より学校給食共同調理場事業特別会計を一般会計に編入することになったため、給食費収納システム、栄養管理システムの委託料等が新規事業ではございませんが、予算書上は858万2,000円の皆増となるものです。

17番、学校給食センター運営に要する経費、賄い材料費委託料等で16万と同様、予算書上は6億9,491万5,000円の皆増となるものです。以上でございます。

○石戸生涯学習課長 生涯学習課分について御説明いたします。

資料は、9ページから11ページになります。

31年度に関する新規事業、廃止事業はともにございません。

11ページ末の小計欄をごらんください。

予定29事業を合わせた予算要求額は、1億8,838万1,000円で前年度比28万2,000円の増です。

事業ごとに説明させていただきます。

9ページにお戻りください。

12番の文化財調査事業は、予算額139万で前年度比で79万6,000円の減です。これは、古文書調査や民俗調査の結果として刊行する報告書が、前年度の3冊から31年度は1冊になることにより印刷製本費が落ちることによるものです。

10ページをごらんください。

13番の文化財保護・周知事業は、予算要求額245万で前年度比66万5,000円の増です。

これは、長期利用に耐える指定文化財の説明看板を作成、設置できる専門業者が入っておりまして、それによる工事請負費が上がっていることによるものです。

それから、18番、公民館管理運営に要する経費、それから19番、青少年女性センター管理運営に要する経費、20番学習等供用施設管理運営に要する経費で、それぞれ前年度比で95万8,000円、41万4,000円、84万3,000円の減額となっておりますが、これは、先ほど議案第1号の中で説明させていただいたとおり、指定管理を適正な額へ調整したための減額が生じることによるものです。

11ページのほうをごらんください。

24番、社会体育管理施設運営に要する経費は、予算額1,215万5,000円で前年度比276万4,000円の減です。主な減額理由は、隔年で行っている照明等の保守点検を31年度は実施しないことによるものです。

27番、白井運動公園管理運営に要する経費は、予算額2,652万5,000円で229万3,000円の増です。増額の理由は、指定管理者の交代に伴う指定管理料の増や安全管理、安全を図るために交換の必要な観客席の座面に係る備品購入が主なものです。

28番、市民プール管理運営に要する経費は、予算要求額2,757万7,000円で前年度比241万1,000円の増です。増額の理由は、指定管理の増の外、水質保全のためのろ過器のエレメントのオーバーホールによるものです。以上でございます。

○川上文化センター長 12ページ、13ページをごらんください。

まず最初に、13ページの小計の欄ですが、要求額2億1,240万2,000円、前年度比836万8,000円の減でございます。

主な増減について御説明させていただきます。

1番の9款4項5目、文化センター管理運営に要する経費につきましては、757万9,000円の減額です。主な減額は、樹木管理委託216万4,000円、図書館棟空調排気ファン修繕302万4,000円でございます。

5番の9款4項7目、プラネタリウム館運営事業の86万6,000円の減額でございますが、主に賃金の増額、クラウドファンディングに関わる手数料、備品、賃借料デジタルプラネタリウムの貸借支払い完了に伴う減額でございます。

10番の9款4項9目、文化会館自主事業運営経費につきましては、134万2,000円の減額でございます。自主事業に係る公演料、システム費用、広告費、著作権等に係る経費でございます。

主な内容につきましては、チケットの発券、販売するシステム管理につきましては、20万8,000円の減、役務費、公演手数料については61万6,000円の減、委託料については33万9,000の減でございます。

増額につきましては、9番の9款4項9目、こちら文化会館管理運営に要する経費としまして、101万7,000円の増額でございます。

主な内容につきましては、賃金、臨時職員賃金と委託料の増額でございます。以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○岡本教育総務課長 それでは、歳出の説明が終わりましたので、引き続き歳入の説明に入らせていただきたいと思います。

資料14ページをごらんください。教育総務課分でございます。

教育総務課全体の予算要求額は4,392万円で、前年度と比較しまして2億2,358万9,000円の減でございます。これにつきましては、結果的に不採択となりましたが、昨年度当初予算で七次台中学校のトイレ老朽化改修工事、さらに新しい学校給食共同調理場施設の取得費に対する学校施設環境改善交付金を計上していたものでございます。こちらにつきましては、七次台中学校のトイレ改修分は同様に31年度も要求をさせていただきますが、学校給食共同調理場建てかえ事業に係る補助金分が減額となったところでございます。教育総務課分は以上でございます。

○吉田教育部長 15ページをごらんください。学校政策課になります。

1番、2番につきましては、就学援助費補助金2万3,000円の減、特別支援教育就学奨励費補助金16万円の減につきましては、対象児童・生徒が減少したためによるものでございます。

3番の臨時職員等雇用保険負担金4万3,000円の減につきましては、臨時職員等の雇用人数の減によるものでございます。

4番の電話料金につきましては、日本公衆電話会退会により、差し引かれていた負担金の差額によるもので1,000円の増となっています。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○小泉教育部参事 16ページ、教育支援課でございます。

2番、理科教育設備整備費等補助金、各小中学校からの備品購入要求において、補助対象となる理科、算数備品に購入要求が集中したため、57万2,000円の増額となります。

5番、学校給食負担金、来年度分の保護者、教職員からの給食費です。来年度より学校給食共同調理場事業特別会計を一般会計に編入することになったため、3億1,467万5,000円の皆増となります。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○石戸生涯学習課長 生涯学習課分です。17ページをごらんください。

小計のとおり、予算要求額1,115万3,000円で、前年度比102万8,000円の減となります。31年度新たに歳入に加えるのは、13番の千葉県スポーツ振興基金助成金で、予算額は12万円、スポーツ振興事務に要する経費として、スポーツ備品購入へ活用するものです。

それから、31年度歳入からはずされるのは、12番の臨時職員等雇用保険負担金、15番の光熱水費実費負担金で、31年度は関連する事務が発生しないためゼロとなります。なお、この光熱水費実費負担金が63万円の減額で、歳入の最大の減額要因となっております。

続きまして、前年度と差が大きいのは、18番の指定管理者修繕費等負担金で、予算額は30万円、前年度と比べて20万円の増です。比率では300%になります。主な増額の理由は、複合センター費だけにありました指定管理者に係る修繕費負担分の10万円の枠予算を新たに学習等供用施設、白井運動公園を設けることによるものです。以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

○川上文化センター長 18ページをごらんください。文化センター全体の合計、一番下の小計の欄をごらんください。

予算要求額2,092万6,000円、前年度と比較しまして75万1,000円の増額となっております。主に実績に基づいて算定しております。

なお、1番の14款1項6目2節、社会教育使用料、文化会館使用料は、114万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、庁舎整備に伴う議会、委員会、会議室の原状回復による中ホールの利用増によるものでございます。

9番の21款4項2目1節の雑入33万円は、公演使用の減額でございます。以上です。

○川嶋委員 ありがとうございます。

議案第2号について、質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 資料3ページ目の番号6の小学校施設整備に関する費用でお伺いします。工事請負費の中の七次台小普通教室鍵設置とあるのですが、これは特別に七次台小の普通教室に鍵が必要な何か状況があるのでしょうか。そもそも普通教室は鍵がないという認識なのですかけれども、それは間違っていて、そもそもあるもので、ないからつけるのですか。

○岡本教育総務課長 こちらの七次台小学校普通教室の鍵という部分につきましては、学校からの要望等もありまして、七次台小学校34カ所に鍵を設置するという形の工事を一応来年度は予定をしているところでございます。

○高倉委員 ほかの小学校も鍵はあるものですか。

○岡本教育総務課長 基本的には、教室には鍵がついているような状況でございますが、こちらにつきましましては、改修という部分、校舎改修という形でございますので、破損の状況から見て集中的にここで改修工事を行うということではないかと思えます。以上です。

○高倉委員 はい、わかりました。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 資料6ページ目の学校政策課の1番でお伺いします。用務員の賃金について、増の理由が書いてあるのですけれども、現在、先ほどの説明ですと、小学校4名、中学校2名に用務員ということで全校配置ではないのですが、これはどういった基準で配置されているか教えてください。

○吉田教育部長 用務員につきましましては、常勤で市の用務員として配置をしている方、60を超えて再任用で配置をしている方、再任用が終わりますと、今度は非常勤という形になります。この非常勤の方が6名、小学校の4校に非常勤で、それから中学校2校に2名非常勤で配置をしているということです。

○高倉委員 全校ではないので、例えば人数が多いところに配置しているとかそういった基準ですか。

○吉田教育部長 全部で14校小中合わせてございますので、残りの8校につきましましては、市の職員を配置しているということです。ですから、各学校1名ずつ用務員さんを配置しています。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 その下に行きまして、2番の日本語教員の件で伺います。前に池の上小学校の視察に行ったときも何人か外国籍のお子さんがいらして、ノートを書くのに苦労しているような様子も見受けられたので、これは、具体的には全校配置の予定ですか。それとも必要な学校から要請があれば配置する形ですか。

○吉田教育部長 日本語指導の補助教諭につきましましては、児童・生徒の実態により学校の要望を受けまして、指導主事が訪問したり、それから保護者の方とも、面談をしまして、そこで必要な場合につきまして配置するという形で行っております。

なお、本年度は、日本語指導につきましましては6校に配置をしております。

○高倉委員 関連して意見を申し上げます。用務員と今出た日本語補助教諭については、多分今後とも必要になってくることで、緊縮財政ということは重々承知の上なのですが、中長期的に増やしていく方向で、ぜひ今年度は無理としても次年度以降は、検討していただきたいと思えます。

特に外国人の就労が今後増えるということが間違いないので、学校現場が大変になるだろうということは予想されますし、用務員という形なのかどうかは別として、学校の事務補助という形、働き方改革の点で必要になってくるという点で、1番と2番については、今後、予算増があってもむしろ必要なのではないかと思っておりますので、今後よろしくご検討ください。以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 7ページ目の1番でお伺いします。白井第一小と白井第二小が市民プールを利用することになったということで、第一小、第二小のプール自体はもう使用しない、廃止ということですか。

○小泉教育部参事 老朽化によって使用しないということになったわけですが、防火のための貯水のものとしては残る予定でございます。以上でございます。

○齊藤委員 今の関連の質問なのですけれども、第一小、第二小が市民プールを利用することによって、老朽化で使用しないということだったのですが、これは、指導業務を委託して増になっているの

ですけれども、改修、プールを直すよりもこちらのほうが安いからということでもよろしいですか。認識的に。費用の件なのですが。

○小泉教育部参事 費用面では安くなります。かつ専門的な指導を受けられるというメリットもごございますので、切りかえさせていただいたものです。以上でございます。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 歳入の件でお伺いします。資料14ページの番号3のところの交付金、補助金のところですが、先ほどの補正予算のところでも出ました今年度残念ながら補助金が受けられなかったうちの二つは上がっているのですけれども、一番大きい給食センターの分は、これはもう受けられないということで確定なのでしょうか。

○岡本教育総務課長 給食センターの建てかえ事業につきましては、もう今年度で事業は終了をします。補助の対象にはならないという形になります。以上でございます。

○高倉委員 関連して。そうすると財政インパクトというのは、そこは補助金があれば約2億市の負担が少なく済んだというところで、受けられなかったということは、2億市が負担するというあたりで、インパクトって市の中でどうなっているのですか。

○岡本教育総務課長 今回補助金が不採択になったということで、財政課とも協議を進めまして、今回の30年度予算としましては、補助金ではなく起債を借りるような形で、いわゆる財源内訳の変更をさせていただいたところがございますので、市の一般会計、一般財源からということではないのですけれども、起債を借金して、補助金がいただけなかった分を補填したという形でございます。以上です。

○川嶋委員 ほかに何かございますでしょうか。

出尽くしたようですので、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第2号は原案のとおり決定します。

議案第3号 「契約の変更について」

○川嶋委員 続きまして、議案第3号「契約の変更について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、説明を始めさせていただきますが、説明の前に、まず資料の訂正をお願いいたします。議案の提案理由になります。提案理由の4行目、一番最後の部分になりますが、「規定に基づき意見を求めることによる」となっておりますが、申しわけございません。こちら「求められたことによるもの」でございます。訂正をよろしく申し上げます。

それでは、議案第3号「契約の変更について」御説明をさせていただきます。

本案につきましては、白井市学校給食共同調理場建替え事業におきまして、現学校給食共同調理場のアスベスト除去工事を実施するために事業契約を変更したいので、平成31年第1回議会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことによるものでございます。

裏面をごらんください。

1、契約の目的、白井市学校給食共同調理場建替え事業。

2、変更契約事項、契約金額、当初契約金額、62億4,032万4,632円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額。変更契約金額、62億4,507万4,632円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額。変更による増額、475万円に消費税及び地方消費税を加算した額。

3 契約の相手方、白井市白井382番地の3、株式会社白井学校給食サービス代表取締役山本徳憲。

次に、議案第3号資料をごらんください。

資料は、白井市学校給食共同調理場建替え事業の変更概要になります。

1、原契約書の契約日については、平成29年2月6日となっております、議会の議決日は、平成29年3月21日になります。

2、変更理由でございますが、現学校給食共同調理場の解体工事の実施時に煙突に使用されている断熱材のアスベストについて、飛散防止等の処置が必要なことから、適切に工事、処分を行うため契約を変更するものです。

3、除去工事の概要でございますが、高さ9.15メートル、口径714ミリメートルの煙突に使用している煙突用断熱材に含まれるアスベストを外部に飛散しないよう適切に除去、処分するものでございます。

なお、本工事につきましては、平成30年8月に工法が確定した後に変更契約について、事業者と協議を進めまして、現学校給食共同調理場の供用が終了した後、早急に解体工事が実施できるよう契約を変更するため、議案第1号並びに議案第2号で説明のとおり、平成30年度補正予算において、アスベスト除去工事に係る債務負担行為を追加し、また、アスベスト除去工事を実施するための歳出予算については、平成31年度当初予算において計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第3号について、ご質問等がありましたらお願いします。

ご意見等がないようですので、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第3号は原案のとおり決定します。

議案第4号 「白井市教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針について」

○川嶋委員 続きまして、議案第4号「白井市教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第4号「白井市教育大綱及び教育振興基本計画の策定方針について」ご説明をさせていただきます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく教育大綱及び教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画について、それぞれ策定方針を定めるものでございます。

教育振興基本計画の策定につきましては、昨年6月の教育委員会議において策定に向け着手することについて、ご意見をいただいているところでございますが、今回教育大綱及び教育振興基本計画それぞれの策定方針案がまとまりましたので、ご審議をいただくものでございます。

資料1 ページ、策定方針をごらんください。

策定の背景になりますが、市は、これまで白井市第5次総合計画前期基本計画及び白井市教育大綱に基づきまして、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化の振興に取り組んでまいったところがございます。白井市教育大綱につきましましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、白井市の教育における目標や施策の根本となる方針を定めたものであり、現在の教育大綱は、平成28年5月に策定しまして、計画期間が平成32年度に終了することから次期教育大綱を策定するものでございます。

また、教育基本法第17条第2項で策定が努力義務とされている教育振興基本計画についても、教育大綱を着実に実現するための具体的な施策事業を体系的に整理し、効果的、効率的に実施していくために次期教育大綱の策定に合わせて、新たに策定するものでございます。

それでは、それぞれ策定方針についてご説明をさせていただきます。

まず、2 教育大綱の策定についてになりますが、(1) 計画概要につきましましては、白井市の教育に対する目標や学校教育、生涯学習、スポーツ、文化に関する施策の根本となる方針を定めるものでありまして、(2) 策定期間につきましましては、白井市第5次総合計画後期基本計画の策定期間に合わせ、平成32年度までに策定することとしたものでございます。(3) 計画期間につきましましては、白井市第5次総合計画後期基本計画期間に合わせて、平成33年度から平成37年度までの5年間とするものでございます。

2 ページをごらんください。

(4) 策定方法につきましましては、①としまして、教育大綱については、総合教育会議において、教育行政の現状や課題等について協議し、市長が決定するということになっておりますが、その際には、②としまして、市の最上位計画であります白井市第5次総合計画と整合を図りながら、③ということで、白井市第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって実施します住民意識調査などの調査結果を活用して、計画策定を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、3 教育振興基本計画の策定については、(1) 計画概要につきましましては、教育大綱を着実に実現するために具体的な施策や事業を体系的に定めることとさせていただきます、(2) 策定期間につきましましては、白井市後期基本計画及び次期教育大綱の策定期間に合わせ平成32年度までに定めることとするものでございます。(3) 計画期間につきましましては、教育大綱と同様に平成33年度から37年度までの5年間とさせていただきますものでございます。

(4) 策定方法につきましましては、教育部の部課長で構成します策定本部の下に関係課等の職員で構成する作業部会を設置し、部内の連携を図っていきたいと考えております。②としまして、各分野の施策等につきましましては、それぞれの分野で設置している附属機関を活用し、策定をしていきます。ただし、学校教育分野につきましましては、学校評議委員及び校長会などを活用し、策定をしていく予定でございます。③としまして、教育振興基本計画の総括としましては、教育総務課で行いますが、②で説明のとおり既設の附属機関を活用することから、新たな附属機関を設ける予定はございません。

教育大綱と同様に白井市第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって実施する住民意識調査などの調査結果を活用して、策定を進めていきたいと考えているところでございます。

3 ページをごらんください。

上段には、教育大綱と教育振興基本計画並びに市の最上位計画であります第5次総合計画との位置

づけを記載しているところがございます。その下には、策定スケジュールにつきまして、大まかなスケジュールを載せておりますが、こちらの中に随時総合教育会議及び教育委員会、各検討委員会等が入ってきますので、随時教育委員会には報告はさせていただきたいと思っております。

4ページをごらんください。

4ページには、教育大綱と教育振興基本計画それぞれの策定体制を記載しております。教育大綱につきましては、市長と教育委員会で構成する白井市総合教育会議で討議をし、また、市民からの意見をいただきながら策定作業を進めてまいります。教育振興基本計画につきましては、白井市教育委員会を中心としまして、先ほども説明させていただきましたが、策定本部、策定作業部会を設置しまして、各附属機関を活用し、かつ、市民の意見をいただきながら策定作業を進めてまいりたいと考えているところがございます。

今後、計画の策定過程等につきましては、適宜協議、報告等をさせていただきたいと考えております。

以上で、第4号の説明を終わりにします。よろしく申し上げます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第4号について、御質問等がありましたらお願いします。

○高倉委員 教育振興基本計画について、不勉強なところもあって恐縮なのですが、現状整備のところ次で次の計画をつくるに当たって、検討課題だと思うのですが、今の計画、基本計画で何ができていて、何がまだ不十分かというあたりはこの現状整備で行うのでしょうか。

○岡本教育総務課長 当然そういう形になるかと思えます。今回計画の策定、教育大綱と教育振興基本計画の策定につきましては、企画政策課と連携を密にしまして、状況等の把握をしながら進めていきたいと考えているところがございます。以上です。

○川嶋委員 ほかにございませんか。

○高倉委員 ホームページを見ていたのですけれども、ホームページに載っているのは教育大綱だけで、これから教育振興基本計画とは全く新しい、今回新規ということなのですね。

○岡本教育総務課長 先ほども少し説明をさせていただきましたが、この教育振興基本計画につきましては、策定が努力義務とされていたことから、今回策定する教育振興基本計画が初めての教育振興基本計画になります。以上でございます。

○川嶋委員 ほかによろしいでしょうか。

ご意見等がないようですので、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第4号は原案のとおり決定します。

議案第5号 「白井市教育委員会定例会及び臨時会の会議資料の傍聴者への配布等について」

○川嶋委員 続きまして、議案第5号「白井市教育委員会定例会及び臨時会の会議資料の傍聴者への配布等について」の説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、議案第5号「白井市教育委員会定例会及び臨時会の会議資料の傍聴者への配布等について」御説明をさせていただきます。

本案は、白井市教育委員会定例会及び臨時会での会議資料の傍聴者への配布等について、現在は、白井市審議会等の会議の公開に関する指針を準用し、教育委員会会議資料につきましては、閲覧としてきたところでございますが、今後、資料を配布していくためには、教育委員会において明確な決まりがないことから、新たに定めるものでございます。

裏面をごらんください。

会議資料の配布等についてになります。一つ目が会議資料の配布になりますが、定例会及び臨時会等につきましては、会議を公開する場合は、その会議資料を傍聴者に配布しなければならないとさせていただきます、基本的には資料の配布を行うこととするものでございます。ただし書きとしまして、次の各号に該当する場合は、配布でなく傍聴者に対する閲覧に供することができるとしております。

(1) としまして、報告書その他冊子類で作成に多額の費用がかかるもの。(2) としましては、図面、地図、写真等で配布が困難と認められるものでございます。

二つ目は、資料配布に際しての実費徴収についてでございます。傍聴者その他の者から会議資料の写しの請求があった場合で、次の各号に該当するときは、当該請求者から会議資料の作成に要した実費を徴収するものとさせていただいたところでございます。

(1) としましては、傍聴者が閲覧に供した会議資料の写しを請求したとき。(2) としまして、傍聴者が複数部の会議資料の配布を請求したとき。(3) としましては、傍聴者以外の者が会議資料の写しを請求したときになります。そういった場合を想定させていただきました。

今後につきましては、教育委員会議の資料の取り扱いについて、ただいま説明のとおり進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。議案第5号について、ご質問等がありましたらお願いします。

○小林委員 この配布するものの1の(1)で、多額の費用がかかるとか図面、地図、写真等で配布が困難と認められるものとありますが、その基準は事務局で大体決めてあるということなのですか。

○岡本教育総務課長 その基準につきまして、まだ現段階で何ページであるとかそこまで細かくは決めておりません。でき上がった資料等について、それぞれ個々で判断をさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○井上教育長 確認ですけれども、実費徴収になるときは、どのくらいの金額なのでしょう。

○岡本教育総務課長 例えば実費徴収としまして、傍聴者がその閲覧に供した資料の写しを請求されたときにつきましては、基本的には冊子等をコピーをしていただく形で考えておりますので、コピー代については、1枚10円という形になります。以上でございます。

○川嶋委員 ほかには何かございますか。御意見等がないようですので、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、議案第5号は原案のとおり決定します。

以上で、議決事項を終わります。

○協議第1号 「白井市立学校空調設備運用指針について」

○川嶋委員 7、協議事項。

協議第1号「白井市立学校空調設備運用指針について」説明をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、協議第1号「白井市立学校空調設備運用指針について」御説明させていただきます。

本案につきましては、本年7月の供用開始に向けて、市内小中学校の普通教室に設置予定の空調設備を適正かつ有効に運用するため、ガイドラインとするための運用指針の制定について協議をするものでございます。

別添白井市立学校空調設備運用指針（案）の2ページをお開きください。

運用指針（案）2ページから3ページにつきましては、空調設備の稼働についてまとめておりました、2ページの稼働の期間につきましては、冷房が6月1日から9月30日まで、暖房が12月1日から3月31日までとしまして、稼働の条件につきましては、夏季が湿度28度以上、冬季は湿度17度未満になった場合としております。

3ページ、稼働時間になりますが、普通教室については8時から16時まで、校長室、職員質等の管理諸室については、7時半から19時までとさせていただきます。

また、土曜日、日曜日に行事等で稼働が必要な場合につきましては、校長、教頭または教務主任等の責任者の判断で、児童・生徒の体調管理に十分配慮した柔軟な稼働対応をお願いすることとしたところでございます。

4ページをごらんください。

4ページから5ページでは、児童・生徒の健康への配慮についてまとめております。

（1）空調設備の温度設定につきましては、冷房については28度以上、暖房については17度以下とさせていただくこととしまして、続けて（2）では換気を、5ページ（3）ではカーテン、扇風機の活用について記載をさせていただいたところでございます。

以降、6ページでは使用上の注意について、7ページでは正しい使い方、8ページではその他として、定期的な点検、清掃について記載をさせていただいたところでございます。

本運用指針（案）につきましては、説明については以上でございますが、別紙としまして、学校空調設備運用指針の策定とした今後のラフスケジュールを用意させていただきました。今後につきましては、3月に校長会を通しまして学校教職員の皆様から意見を伺いまして、また、並びに教育委員会の皆様からのご意見をできるだけ反映させた運用指針を年度が変わった4月までにはとりまとめをさせていただきます。改めてご報告をさせていただく予定でございます。その間指針の内容だけに限らず、文書表現や記載内容等の整合性、統一性等お気づきの点がございましたら、御指摘をいただければと思います。

その後、エアコンの使用開始まで間に合うように各学校に通知をさせていただく予定でございます。以上でございます。

○川嶋委員 ありがとうございます。協議第1号について、御質問等がありましたらお願いします。

○齊藤委員 4月までに取りまとめということなのですけれども、夏季28度以上なのですけれども、これは手動で温度調整ができるものなのかということと、あとは、ここに書いてあるのですけれども土日等は校長、教頭または教務主任と書いてあるのですけれども、普段管理者というか、例えば先生以外で触れるように、さっきの自動と同じなのですけれども、空調の温度調整というのを管理者、担任の先生とかがやるのか、それとも自動でない場合は、多分生徒が勝手に調整もできてしまうので、

その辺のとりまとめというのを多分4月までなのかなとは思うのですが、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○岡本教育総務課長 基本的には、今回普通教室に入れるエアコンにつきましては、職員室で一括管理をするような形になりますが、温度設定等は各教室でそれぞれできるような形にはなりません。ですから、帰り際に職員室で一斉に全部のエアコンの運転を停止するような形にはなりません。そういった形で、ただ室温につきましては、各教室それぞれ3階と1階で、状況が変わってくるようなことが当然あるかと思しますので、室温設定につきましては各教室でできますが、その設定につきましては、先生にお願いする形で考えているところでございます。以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○井上教育長 確認なのですが、この指針をつくるに当たって、参考にされた市町があるかと思うのですが、多分複数参考にされていると。主立ったところはどんなところだったのでしょうか。

○岡本教育総務課長 まず、この案を策定するに当たりまして、印西市に確認したところ、印西市は特に指針はないということでしたので、今回の運用指針につきましては、松戸市が作成しております運用指針を参考にして、まとめさせていただいたところでございます。ただ、それについて、白井市バージョンという形でつくっております。あくまでも案という形で事務局からお示しをさせていただいたところでございますので、いろいろ御意見いただきながらつくっていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○高倉委員 確認なのですが、特別教室特に音楽室、部活で小中と吹奏楽等が使う音楽室のことなのですが、そちらはもう全小中でエアコンはついてますか。

○岡本教育総務課長 特別教室につきましては、学校によってついているところ、ついていないところ、さまざまでございますが、今回の普通教室へのエアコンの設置に関しまして、既についているエアコン、そちらについても、今回策定する運用指針に準じた形で運用をしていただければと一応考えてはいるところでございます。以上です。

○高倉委員 あと前提としてなのですが、先ほど予算案でも使わなくなった古い暖房設備についての工事も盛り込んでありましたので、今後、旧施設、設備の暖房は一切使わないという前提でよろしいのですか。

○岡本教育総務課長 今回エアコンを整備するに当たって、昨年度策定しましたエアコン整備の基本方針には、冬場に利用FFファンヒーター等とエアコンの比較検討をしまして、そちらにつきましては、エアコン利用を進めていくという形で基本方針として固まっておりますので、今年度設置しますエアコンによって、夏の冷暖房を行う形になります。ファンヒーター等につきましては、撤去作業ということではなくて、そのまま羽目殺しをする形で行うよう考えているところでございます。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 4ページ目の換気についてお伺いします。清掃時は、換気を十分に行ってくださいとあるのですが、清掃時にとめる必要まではないということですか。

○岡本教育総務課長 そういった部分もご相談させていただきながらつくっていければと考えております。一応松戸市ではそういった状況でございますが、夏場なのですが、教室から特別教室とかほかの教室に移動するときにエアコンは切っていくのか。室温設定を上げるのか、今回は設定温度

を上げて節電に気をつけていくと書いてあるのですけれども、切ってしまうのがいいのか、そこら辺も相談をさせていただきながら、まとめていければと考えているところでございます。以上です。

○川嶋委員 ほかにございますか。

○高倉委員 今度は5ページ目の(4)の4番目の湿度の管理の件です。インフルエンザが今年は大流行し、非常に冬場も学校では苦勞されていると思うのですが、ファンヒーター廃止ということで、エアコンのほうがより乾燥しやすいということはまず前提としてあるのでしょうか。

○岡本教育総務課長 確かにそこら辺はどうかとは思っております。ただ、その場合は、濡れタオル、濡れ雑巾等で何とかしていただければと書いてはいるのですが、それがどの程度効果があるのかというところもあろうかと思えます。それについては、今後の運用がスタートした時点で、また対応が必要であれば、そういった部分は考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。以上です。

○川嶋委員 議長の私から1点だけ質問させてください。

その他のところなのですけれども、こまめな点検、掃除を行ってくださいということで、大切なものですので、それはもちろんまめに掃除をしていただきたいと思うのですけれども、最後から5行目のところに、フィルター掃除はリース業者、事業者が行いますが、既存の空調機については、教職員が行ってくださいと書いてあるのですけれども、教職員が行ってくださいと書くのは、教員もなかなか多忙な中、ここは保護者が清掃お手伝いということもあり得るのかなと、地域が協力、支援ということもあり得ると思うので、教職員が行ってくださいとあえて文言として書かなくてもいいのではないかなと思いました。意見です。以上です。

ほかにはよろしいでしょうか。

今後も多分皆さん、いろいろ改めて動かしてみたりして感じると思うので、その都度事務局にお話をするというので、ここら辺で一旦終わりにしたいと思います。

それでは、この協議第1号につきましては、今後、校長会による現場からの意見聴取もあるということですので、改めて報告していただきまして、そのようなスケジュールで進めることに承認するというのでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○川嶋委員 それでは、協議第1号を終わります。

休憩にします。再開は50分から再開いたします。

★午後3時42分★ 休 憩

★午後3時50分★ 再 開

○川嶋委員 それでは、皆さんおそろいなので再開させていただきます。

非公開案件 議案第6号 「白井市優良児童・生徒表彰の推薦について」

非公開案件 報告第1号 「白井市教育支援委員会の結果及び就学について」

非公開案件 報告第2号 「準要保護児童・生徒の認定に係る報告について」

以上で、本日の議決事項及び報告事項に係る議事については終了しましたので、これ以降の進行については、井上教育長をお願いいたします。

それでは、井上教育長よろしく申し上げます。

○井上教育長 川嶋委員には、議事の進行を行っていただきましてありがとうございます。

この後は、私のほうで進行させていただきます。

○その他

○井上教育長 9番、その他です。事前に教育委員の皆様よりご質問をいただいた件について、まず報告をさせていただきたいと思います。

1点目は、市内小中学校のいじめの現状についてでございます。よろしく申し上げます。

○小泉教育部参事 資料のほうはございませんが、幾つかのポイントに絞って少しお話をさせていただきたいと思います。

まずは、初めに白井市内のいじめの認知件数ですけれども、平成27年度が小中学校合計で192件、平成28年度は211件、平成29年度は138件となっております。

次に、いじめの対応としましては、例年同様の特徴がございます。冷やかしやからかい、悪口等嫌なことを言われたというケースが100件を超えて最も多く、軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる、仲間はずれ、集団で無視をされるケースが毎年30件ほどとなっております。

次に、いじめの解消割合です。平成29年度中に認知した138件のうち87件が解消し、継続観察は51件でした。この51件の継続観察については、今は解決しているものがほとんどです。解消率が落ちているわけではなく、3カ月以上観察してから解決を判断するようにしたため、年度末の報告時点では、発生から3カ月たっていないものは、この件数の中に入れていたためです。

次に、いじめ発見のきっかけについては、本人、保護者、他の児童・生徒からの割合が全国と比べて高く、相談しやすい雰囲気、環境を整えることは大切と考えております。

終わりになりますが、いじめは見えにくい部分があります。はやしたり、あざ笑ったりふざけたりと、第三者には見えにくかったり、人目につかないところで行われることもございます。今後も早期発見に努め、被害を受けている児童・生徒を守るとともに、いじめた側がみずから非に気づき、しっかり反省できるような指導を保護者の方々と連携して実施していることが大切と考えております。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。今の報告につきまして、ご質問とかご意見がありましたらお願いいたします。

○高倉委員 ご報告ありがとうございます。毎年12月がいじめ対策月間ということで取り組まれているということでしたので、現場の負担のないところで可能であれば、年に1回ぐらいこうして報告いただけるとありがたいと思います。

前回もこのときに申し上げたのですが、上がってきたものの数だけではなくて、むしろ多いほうがいいという現場もあるくらいなので、先ほどもお話があったとおり、相談ができて、声が上げられているということがいいことなのだと思います。ぜひ現場に言っていただきたいと思います。

これは、個人的な意見なのですが、いじめはゼロにはできないので、むしろ重大化しない、子供のトラブルをゼロにはできないという前提で、重大化させず傷が深まらないところで大人がうま

く介入するというのが一番大事なことかと思しますので、ぜひ発見数が多いこと自体は、むしろいいことだということで現場のほうに伝えていただければと思います。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○齊藤委員 私は、この間文科省に小林委員と行ったのですが、そのとき、部会がいじめという部会に入って、千葉、各県の教育委員さんとお話した中で、いじめ、今高倉委員も言ったように、なくなるとは思うのですが、なくす方向はいろいろあると思うのです。

一つ気になったことがあります、豊島区の例なのですけれども、泊まりがけで子供たちを3泊4日でそういったことをやっているというような情報を聞いたもので、それが何かいじめにつながるのかというと、そこで友人の輪ができることによって、心を開いていじめが根本から少しなくなるのかなとちょっと思ってきたことがありましたので、一応報告で先ほどすればよかったのですけれども、そんな自治体もあるということでそれを参考にいただければと思いました。

○井上教育長 ありがとうございます。

○小泉教育部参事 後でぜひ資料等を見せていただいて、参考にさせていただきたいと思います。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、2点目ですけれども、学校の改修計画につきましてもご質問がございました。これにつきまして、岡本課長よりご報告をお願いします。

○岡本教育総務課長 それでは、ご質問のありました大規模改修が済んでいない学校の順次の改修計画という形でのご質問でございました。

現在市内にあります小中学校で大規模改修が済んでいない校舎、体育館という形につきましては、桜台小中学校の校舎、体育館と池の上小学校の校舎、体育館。あと、七次台小学校の体育館と七次台中学校の校舎の改修がまだ手がついていない状況でございます。こちらにつきましては、順次、当然改修のほうはさせていただくような形ですが、それに伴いまして、今、教育総務課で長寿命化計画、これまでの建てかえというようなことではなくて、今ある施設を長寿命化させるという形での計画を31年度に検討をしてつくるような形で考えております。この長寿命化計画につきましては、これからの文部科学省の補助金の採択要件の最重要案件にもなるというようなこともありますので、それについては、しっかりと乗せていって、直近5年の整備計画に基づいた整備を進めていくというようなことで考えているところでございます。

ただ、学校の施設が今回の教育委員会がつくる長寿命化計画ですが、市長部局では市長部局で、それぞれ公共施設を抱えている状況でございます。公共施設の修繕計画というのを同時期に同じようにつくっているところでございますので、整備計画につきましては、当然、企画政策課が考えます第5次総合計画の後期基本計画の財政推計にも非常に重要なファクターにはなるかと思えます。関係各課と十分調整をしながら、直近5年の整備計画を31年度に策定をする予定でございますので、そういった部分につきましては、随時ご報告をしながら策定を進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

○井上教育長 ありがとうございます。今の報告につきまして、御質問、御意見がありましたらお願いします。

○齊藤委員 御説明ありがとうございます。

大規模改修ということで市内施設、公共施設はいっぱいあると思うのですけれども、その中で特に

学校の校舎、体育館ということで、今説明あったとおり、3校がまだ今後、改修の工事に入っていくというところではありますが、その中でさっきエアコンの話もあったのですけれども、空調の話もあったのですけれども、桜台小中につきましては、オープンスペースというところと、あと床材がじゅうたんというところで、アレルギーの関係で不衛生、特に小学校のほうは、給食とかをこぼしたりしてもおいが出るとか、今はトイレスリッパというのが置いてあると思うのですけれども、昔はそのまま上履きでトイレ入って、そのまま上履きで戻って教室に入るとい、そういうところで小学校低学年は寝転がったりしているということで、結構アレルギー対策が、市内としては掃除とか業者を呼んで清掃とかしていただいているのですけれども、中学生ぐらいになればそんなに汚したりはしないと思うのですけれども、小学校低学年というのは、家と同じ状況でじゅうたん張りで遊んでいるというような状況が見受けられたというのがありまして。平成6年に開校して、もう25年目ですか、なるうかというところで、まだそれが全然進んでいないという状況ですので、ぜひ大規模改修時にはそういったものを取り込んでいただければなと思います。お願いします。

○井上教育長 御意見として。

○岡本教育総務課長 今の御意見を参考にさせていただきます、当然これから桜台小中大規模改修するときには、学校初めいろいろなところから御意見をいただきながら、計画を進めていきたいと考えております。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、その他ほかにございますでしょうか。

皆さんニュースで野田市の報道が大変心配されていると思うのですけれども、本日午前中に校長会がございまして、その中で幾つか確認をしましたので、簡単にそのことについて報告を小泉参事からお話していただきます。

○小泉教育部参事 今、教育長から話があったように、野田市の件を受けまして、学校として教育委員会として、今後、何を気をつけていないといけないのかということ、昨日届きました県の通知をもとに校長先生方にお話をさせていただいたところです。

骨子で申し上げますと、学校は、子供が危険という判断、そういう場面がわかった時点で躊躇なく通告をするようにという通告義務について改めて確認をさせていただいたところです。そして、学校だけで、あるいは教育委員会だけで対応しようとせず、虐待については、さまざまなDVであったりだとか、あるいは貧困の状況の場合もありますので、関係課あるいは児童相談所と十分連携をとりながら対応をしていくということが2点目でございます。

あわせて一時保護等を児童相談所が行った場合には、その子供が帰ってきた後の状況の情報の共有についても、しっかり行っていくようにという文面でもございました。通告義務とそれから連携、情報の共有というのをキーワードにお話をさせていただいたところです。以上でございます。

○井上教育長 私は、東葛に1年ほど勤務していたことから、野田市は私、非常に遠くないところで、いろいろな難しいことを自分なりに考えているのですけれども、今、小泉参事があったことを校長会を通じて、各学校でもう1回再点検、再確認するということを確認しました。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○齊藤委員 給食センターが開業するというところで、これは、質問ではないのですけれども、意見として聞いていただきたいのですが、給食センターほかにも公共施設、今は太陽光のパネルがいっぱい

乗っかっているとは思いますが、給食センターにも乗っているということで意見として聞いていただきたいのですけれども、今太陽光パネル、いろいろなところで、特に全国でいろいろな問題が出ていて、千葉県でも当然、鴨川のほうでもメガソーラーというのが問題になっています。そんな中で一つ劣化してくると、火災になるというような事例もあるということで、設置されてもうでき上がってしまったので、今度どうするかというものではないのですけれども、時間をかけて見守っていただければと思います。いろいろ自然エネルギーというのは、すごくいいと言われているのですけれども、その影にはいろいろな弊害があるということだけ、一つ危惧していただければと思いますので、それは意見として聞いてください。

○井上教育長 ご意見として承らせていただきたいと思います。ほかにございますでしょうか。

○吉田教育部長 白井第二小学校の小規模特認校についてですが、今現在ですけれども、2名の希望者がございます。新入生については21名、結局、昨年度の小規模特認校の希望者が5名でしたが、学童が4月1日から開所するというのもあって、ことしは小規模特認校を希望する方は2名と少ないのですけれども、もともと在の方たちがそのまま入学する方が多いという状況です。以上でございます。

○井上教育長 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○小泉教育部参事 市内の学校のインフルエンザの状況、数字としては今持っていないのですが、先週、先々週と大変学級閉鎖の学校、場合によっては学校全体を休校するという学校もあったぐらいでして、大変インフルエンザかかった子が多かったと思います。

週が明けまして、昨日は、市内でも1学級という状況ではあったのですが、1回閉じて登校させたけれども、またふえてしまったというようなところもあるような状況なので、まだまだ予断を許さない状況は続いているなというふうに感じております。以上でございます。

○井上教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○井上教育長 それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

次回は3月5日火曜日、午後2時からとなっております。次回の議事の進行については、川嶋委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

本日はお疲れさまでした。

午後4時30分 閉 会